

報告第3号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成28年5月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 平成27年第2回杉並区議会定例会において議案第47号により議決を得た「（仮称）下高井戸公園第一期整備工事その1」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金241,920,000円
変更後の契約金額 金243,610,200円
契約金額の増額 金1,690,200円
- 3 変更理由 工事着手後、既存施設撤去のため掘削したところ、設計と異なる構造等が確認されたことに伴う工種の追加・変更を行ったほか、深井戸掘削における掘増しなど現場精査の結果、施工数量等の変更を行ったため。
- 4 専決処分年月日 平成28年3月17日